

答 申

1 審査会の結論

島根県教育委員会（以下「実施機関」という。）が一部非公開とした本件異議申立ての対象となった公文書について、別紙2に掲げる部分は非公開が妥当であるが、それ以外の部分については公開すべきである。

2 本件諮問に至る経緯

平成12年3月2日本件異議申立人より次のとおり公開請求があった。

「教職員の事故報告から処分に至るまでの文書（電話録取、事故報告書、保護者からの要望書、処分事由説明書（事情聴取の記録）、処分案、教育委員会附議資料等）（平成11年10月5日以降平成12年3月2日まで）（義務教育課所管分）」

実施機関は同年3月16日付けで次のような決定を行った。

- (1) 対象公文書： 島教義第517号 教職員の非違行為に係る懲戒処分、分限処分について
要望書
体罰等報告書について（平成11年11月9日付け）
体罰等報告書について（平成12年1月7日付け）
体罰等報告書について（平成12年1月28日付け）
（以下「本件公文書」という。）
- (2) 決定内容：部分公開決定
- (3) 公開しない部分：別紙1のとおり
- (4) 公開しない理由

ア 個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報、又は他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別され得る情報である。

イ 県の機関の事務事業に関する情報であって、公開することにより関係当事者間の信頼関係が損なわれ、将来、公正かつ円滑な事務執行に支障をきたす。

ウ 教育委員会会議において、非公開とする議決がなされている。

異議申立人は、これらの決定のうち、別紙1の公開しない部分の下線部分を不服として、平成12年3月30日に異議申立てを行い、実施機関は、島根県情報公開条例（平成6年3月25日島根県条例第1号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に従い平成12年6月5日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 異議申立人の主張

(1) 異議申立ての趣旨

本件公文書のうち、別紙1の公開しない部分の下線部分の非公開決定処分を取り消しを求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の意見書及び口頭による主張の要旨は、以下のとおりである。

ア 2の(1)の「島教義第517号 教職員の非違行為に係る懲戒処分、分限処分について」は、倫理性、道徳性が非常に要求される教育公務員であり、さらに校長という管理職にある特別な公務員が、職員朝礼、校長会等の公務中に二日酔いが抜けない状態で、保護者に対して差別発言にも当たるような暴言をしたことにより処分の対象になった際の起案文書である。

イ 情報公開事務の手引の解釈で、懲戒処分等については、私的な情報であるので個人の情報に該当すると書いてあるが、個人的な行為に対し懲戒処分を受けるのではなく、まさに公務中に絶対再発は許されないような行為に対する懲戒処分に関しては、私的な情報ではなく、公的な情報であると解釈すべきである。よって、学校名、氏名、年齢等については、個人が特定できる情報であるが、個人情報には該当しない。

ウ また、意見書の意見内容、事情聴取の内容、反省文、発言内容等について、実施機関は条例第9条第7号に該当すると言うが、同号に該当するためには同号の「当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれ」があることを、実施機関において具体的かつ客観的に証明しなければならない。しかし、実施機関は憶測によって市町村教育委員会が県教育委員会に対して資料を提出してこなくなると主張するだけであり、到底同条同号に該当するとは言えない。

エ 実施機関が、条例第9条第8号に該当すると主張する教育委員会附議資料について、議決すれば全部非公開になるということでは、行政としての説明責任を全く果たすことはできないことになり、非常に問題である。少なくとも、部分公開をしても公正かつ円滑な議事運営に著しい支障があるとまでは言えない。

オ 2の(1)の「要望書」について、要望をした保護者の氏名、住所、印影、代表者の氏名、印影については、個人情報で非公開は妥当だが、教員氏名が特定される部分、つまり学校名と氏名に関しては、個人情報には該当しない。

カ 2の(1)の から の「体罰報告書」については、教育公務員が職務中に力の弱い生徒に対して体罰という暴力を振るったことは、警察に届けられれば傷害罪又は暴行罪であり、これに関しては措置処分と言えども、加害教員に関する情報を公開することによって、体罰、暴力事件の再発を防止するという意味で、児童生徒の生命、安全を守るという公益性が非常に高いと考えられるので、加害教員の氏名、住所、性別等及び個人が特定される市町村教育委員会名とか教育長名、学校名、校長名等の情報はすべて個人情報には該当せず公開すべきである。

キ また、体罰を受けた3人の生徒に対する個別相談の一部について、一般的に、体罰等の被害を受けた生徒は自分の受けた被害を積極的に訴えたいと思っている。

一方、加害者側は常に自分が起こした行為に関しては、すべてを認めず過小に証言する場合が多い。この証言を公開したからといって、被害を受けた生徒が今後被害情報を隠し、訴えなくなるということは考えられない。必要な情報が得られなくなって事務事業の円滑な実施に著しい支障が生じるという教育委員会の主張に関しては、客観的、具体的根拠が認められず、条例第9条第7号には該当しない。

4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書及び口頭による主張の要旨は、以下のとおりである。

- (1) 2の(1)の「島教義第517号 教職員の非違行為に係る懲戒処分、分限処分について」について、懲戒処分は職員の義務違反に対して公務員関係の秩序を維持するために任命権者が職員に対して課する制裁であり、刑罰とは異なって、職員の身分に伴う利益の全部又は一部を剥奪するにとどまるものです。このように、懲戒処分等は、職員個人に対する制裁であることから、私的な情報として個人情報に該当する。
- (2) また、事情聴取の内容、反省文、発言内容等については、事情聴取自体が事実の確認のみならず、関係者の心情、私的な情報、主観的な評価も含んでおり、そういう内容まで公開されることとなると、今後、関係者から正確な事実、背景、心情等を把握することができなくなるおそれがあり、結果として適正な処分を行うことができず、事務執行上に著しい支障が生じるため、条例第9条第7号に該当する。
- (3) 教育委員会附議資料については、公開すべきかすべきでないか委員会に諮り、非公開とすべきという議決を受けたもので、条例第9条第8号でいうところの合議制等情報に該当するものである。
- (4) 2の(1)の「意見書」については、法令等に基づくものではなく、県教育委員会が特に求めたものでもなく、市町村教育委員会と県教育委員会との信頼関係の下で、市町村教育委員会の判断により任意に提出されたものである。人事上で非常に慎重に取り扱わなければならない事柄、公開を前提にしたものではないものが公開されることは、今後の事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障を生じることとなるので、行政執行情報に該当する。
- (5) 2の(1)の から の「体罰報告書」について、自分が受けた体罰の内容について不特定多数のものが知ることができるようになれば、プライバシー、自尊心に係る問題から、被害を受けた生徒にとっては、非常に苦痛なことであるということは容易に推測ができる。また、学校名、校長氏名、事故発生年月日、時間、事故を起こした所属職員の氏名等公開した情報と組み合わせることにより、被害を受けた生徒を非常に容易に特定することができるようになり、個人識別性が高くなることから、個人情報に該当する。
- (6) 非公開とした、個人相談におけるところの被害生徒の発言内容は、事情聴取をした教師を信頼してその生徒が心情を語ったものであり、もし教師を信頼して話したことが公開されることとなれば、生徒の教師に対する信頼を裏切る結果となり、今

後の教育現場において著しい支障が生じることとなる。

5 審査会の判断

(1) 本件公文書について

本件公文書は、平成11年10月5日以降平成12年3月2日までに、実施機関が作成又は取得した、県費負担教職員の非違行為に伴う懲戒処分に至るまでの文書であり、起案文書「島教義第517号 教職員の非違行為に係る懲戒処分、分限処分について」、要望書及び体罰等報告書について（平成11年11月9日付け、平成12年1月7日付け、平成12年1月28日付け）、の公文書が該当する。

(2) 条例第9条第2号（個人情報）該当性について

ア 「島教義第517号 教職員の非違行為に係る懲戒処分、分限処分について」

個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものは、条例第9条第2号本文により、非公開情報とされている。

しかし、公務員の職務に関する個人情報は、職務の性格上、公益性が強いことから、例外的に「個人に関する情報」には含めないこととされているが、**公務員の心身の状況、病歴、親族関係等当該公務員の公務と直接関係のない情報はもとより、公務に関連した情報であっても、勤務成績、処分歴、個人の資質又は当該公務員固有の情報については、「個人に関する情報」に該当すると解釈され、みだりに公開されるべきものではないと考えられる。**

まず、当該校長の**氏名**の情報について検討する。この対象公文書には、職員室において職員朝礼の際教室増設についての経緯を校長として職員に対して報告するなかで、**差別**発言をしたことによって、当該校長が地方公務員法上の分限処分及び懲戒処分を受けた一連の情報が記録されている。異議申立人は、当該校長の**氏名**の情報は、職務遂行上の行為であり、個人情報に該当しないと主張する。しかし、**懲戒処分等の職員の身分取扱い上の処遇に関する情報は、公務に関する情報ではあるが、個人の資質、名誉に関する当該公務員固有の情報であり、当該校長の行為は、職務遂行上なした行為であるとともに、分限処分及び懲戒処分を受けた被処分者としての個人に関する情報でもある。したがって、当該公務員固有の情報である当該校長の氏名については、当該個人が識別される情報であるので、条例第9条第2号の本文の個人情報に該当すると判断する。**

また、所属コード、学校名及び印影等については、当該校長が識別され得る情報であるため、条例第9条第2号の本文の個人情報に該当すると判断する。

次に、発言内容、当該校長に係る聴取内容、事情聴取の記録のうち聴取内容及び反省文について検討する。これらの情報は、個人の思想、信条を含む情報で、公務員の職務に関する情報とは認められず、同条同号の本文の個人情報に該当する。

ただし、当該校長以外の公務員の職務遂行上の行為は、個人に関する情報に含まれないため、当該学校の教職員の氏名及び当該校長以外の職員に係る聴取内容等については、同条同号の本文に該当しない。また、市町村教育委員会名及び郡

市町村名等は、当該市町村内に複数の学校が存在することから、個人の識別性があるとは考えられないので、同条同号の本文に該当しない。

団体名及び当該団体の役職名については、当該校長以外の個人を識別される個人情報であり、同条同号の本文に該当する。

イ 「要望書」

この公文書は、小学校保護者一同から教育長及び教育庁義務教育課長に対し、非違行為を行った校長の免職等を求める要望事項を記載したものである。

異議申立人が公開を求める当該校長の氏名、学校名については、上記アで述べたとおり、個人が識別される個人情報であり、条例第9条第2号の本文に該当する。

ウ 「体罰等報告書について」（平成11年11月9日付け、平成12年1月7日付け、平成12年1月28日付け）

公務員の職務遂行に係る情報は、上記アで述べたとおり原則として個人情報としての保護を受けないが、具体的な事案についてそれが公開されるか否かは、当該公務員の行為、その性質、それに関して作成された公文書等を慎重に検討して判断すべきである

今回の事案においては、公文書上に記載のある情報が、当該情報又は当該情報が記載されている公文書上の他の公開されている情報及びすでに公となっている情報と組み合わせることによって、「特定の個人」を識別し、又は識別し得る情報であるか否かを判断することになる。実施機関が非公開とした、体罰を受けた生徒の学年及び性別等被害者である生徒に関する情報はもとより、体罰を行った教職員の氏名、年齢、事故発生年月日、曜日、時間、場所、学校名、校長氏名及び印影等の情報は、体罰を受けた生徒を特定し得る情報でもあり、当該生徒の個人情報として保護することが妥当であると考えられる。したがって、これらの情報は、条例第9条第2号の本文に該当する。

しかし、市町村教育委員会名、教育長氏名、印影及び体罰を受けた生徒の性別以外の教職員等の性別については、当該市町村内に複数の学校が存在することから、個人の識別性があるとは考えられないので、同条同号の本文には該当しない。

(3) 条例第9条第7号（行政執行情報）該当性について

ア 「島教義第517号 教職員の非違行為に係る懲戒処分、分限処分について」

条例第9条第7号の行政執行情報については、県の機関等が行う事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の実施の目的が損なわれ、又はこれらの事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生ずると認められる場合は、それらの情報を非公開としている。

本件対象公文書中「意見書」について検討する。この公文書について、実施機関は、法令等の規定に基づかない、市町村教育委員会が任意に提出した文書であり、このような文書を公開することは、県教育委員会と市町村教育委員会の信頼関係に基づく文書事務が行われなくなる可能性があり、今後の事務事業の公正か

つ円滑な実施に著しい支障を生ずると主張している。

しかし、当該「意見書」を公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の実施の目的が損なわれ、又はこれらの事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生ずると認めるにたる十分な理由は見だし難い。したがって、条例第9条第7号には該当しないと判断する。ただし、当該「意見書」中の特定の個人が識別され、又は識別され得る情報については、同条第2号に該当すると判断する。

また、「意見書」以外の発言内容、当該校長に係る聴取内容、事情聴取の記録のうち聴取内容及び反省文については、前述のとおり同条第2号に該当するため、論ずるまでもなく非公開妥当と判断する。

イ 「体罰等報告書について」（平成11年11月9日付け、平成12年1月7日付け、平成12年1月28日付け）

学校側が体罰を受けた3名の生徒に対して個別相談を行い、体罰を受けた時の気持ちについて事情聴取した際の生徒の発言は、公にされることを前提として行われたものではなく、あくまでも、生徒と教職員との信頼関係に基づいて、その場限りにおいて発言されたものであると考える。したがって、その内容が公になれば、今後、同種の事案について、生徒が発言内容を控えるようになり、正確な事実、背景、心情などを把握することができなくなる可能性が高くなる。よって、事態を十分に明らかにすることを困難にし、事務執行上に著しい支障が生じる可能性があるため、当該部分を非公開とした実施機関の判断は妥当である。

(4) 条例第9条第8号（合議制機関等情報）該当性について

条例第9条第8号の合議制機関等については、その意思形成に関し、公正かつ円滑な議事運営を確保するために当該合議制機関等の議事運営規程又は議決により公開しない旨を定めている場合及び率直な意見の交換を不当に損なうおそれがある場合は、審議等の情報を非公開としている。

対象公文書である「島教義第517号 教職員の非違行為に係る懲戒処分、分限処分について」中の教育委員会附議資料について検討する。異議申立人は、会議自体は非公開であっても、決定時点では会議が終了しているので、附議資料を公開しても、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障があるといえるまでの立証がないと主張する。

しかし、今回の件について、教育委員会附議資料は、個別に委員会に諮り非公開と定めたものであり、非公開は妥当と判断する。ただし、単に非公開とする議事運営規程又は議決が存在するという理由だけで、一律に非公開とするのではなく、附議資料の中の情報について個別具体的に検討し、可能な限り公開に努めるべきであるということを付言しておく。

(5) 以上のとおりであるので、審査会の結論のとおり答申する。